



感染拡大防止にもとづく行事等の変更について

3月6日まで延期されたまん延防止等重点措置及び現在の感染状況を受けて、3月5日の土曜授業を中止しております。この日に予定していた学校運営協議会は、紙面開催にて実施いたします。

また、延期しておりました集団登校については3月15日の地域別集会を受けて、3月16日～24日まで実施します。

3月 1日	火	委員会活動／いじめアンケート
4日	金	みなかぜ塾
5日	土	土曜授業／学校運営協議会→ 中止
7日	月	イングリッシュウィーク(～11日)
9日	水	ピンクシャツ・デー
15日	火	地域別集会
16日	水	6年修了式 集団登校開始
17日	木	第22回卒業証書授与式
21日	月	春分の日
23日	水	年度末大掃除
24日	木	1年～5年修了式



学校で学ぶことの意義:「つながること」の大切さ

2月は、感染拡大防止のためにオンライン授業を実施する機会がありました。学級閉鎖になった子どもたちは、数日間、家庭で学習を進めることになりました。ICT機器を活用する環境が整備されることによって、集まらなくても、「いつでも、どこでも、だれとでも」学習することができるようになってきました。では、学校で学ぶ意味はなくなるのか・・・。という、そうではありません。今回、オンライン授業の様子を確認しながら、人格形成の途中段階にある子どもたちにとって、学校で学ぶことの意味を、改めて感じるようになりました。

オンライン授業をしている学級のPC画面を覗くと、先生や友だちの顔を見て嬉しそうにしている子ども、ニコニコ顔で手を振る子ども、授業が終了してもなかなか退出しない子どもなど、そこには人との「つながり」を求めている子どもの姿がありました。現在、国をあげて推奨されている個別最適化の学びを進める一方で「**つながること**」を柱に据えた協働的な学びの大切さを感じた次第です。

登校して複数の人数が集まれば、良い事ばかりではなくケンカやもめ事も起こります。しかし、それらを解決していく経験は子どもの人格形成にとって貴重なものだと考えています。今年度もあとひと月になりました。学校で学ぶことの意味や意義を子どもたち自身が感じることができる教育活動を充実させていきたいと思います。

オンライン授業の実施にあたり、保護者の皆様にも御協力いただきました。ありがとうございました。

標準学力調査の結果を分析→カリキュラム編成、今後の授業改善に生かします

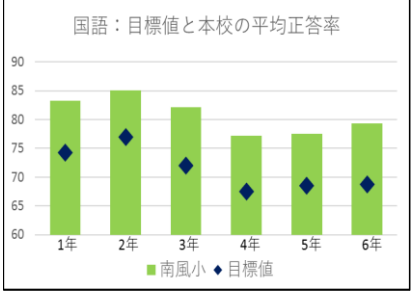
小中学校の教育課程(カリキュラム)は、それぞれの学習指導要領に基づき編成していきます。本校でも、現在、令和4年度のカリキュラムを編成しているところです。今年度の成果と課題を明らかにし、継続すること、発展させること、改善することについて協議し、編成作業を進めています。子どもたちを対象とした「南風の子アンケート」や保護者の皆様にも御協力いただいた「保護者アンケート」、学校運営協議会委員の皆様からの御意見、校区運営委員会での協議内容等の情報をもとに、令和3年度のカリキュラムの見直しをしています。

糸島市の小中学校では、子どもたちの学力の育ちを把握する一つの指標として、年間3回の学力調査を実施しています。

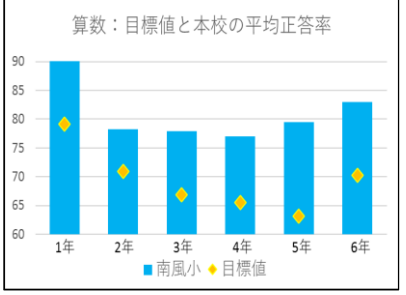
4月・全国学力学習状況調査(6年生対象)／5月・福岡県学力実態調査(5年生対象)／12月・標準学力調査(全学年対象)

12月に実施した標準学力調査の個人結果票を配付しておりましたので、確認していただいていると思います。ここでは、全体の状況についてお知らせいたします。

標準学力調査には、各学年の目標値が示されています。右図は、その目標値と本校の平均正答率を比較したものです。国語も算数も、全ての学年が目標値を大きく上回っています。算数については、20ポイント近く上回っている学年もありました。全体としては、良好な結果が得られたと言えます。しかし、子どもたち一人一人の達成率を見てみると、図2のような割合であることがわかりました。



【図1 期待正答率としての目標値と本校の平均正答率】



【図2 目標値の達成率】

国語	算数
88.9%	92.9%
87.1%	92.3%
85.2%	91.3%
83.1%	80.4%
80.0%	79.5%
77.3%	78.9%

学年は順不同

国が示している「令和の日本型教育」を実現するためにも一人一人の実態に応じた「個別最適な学び」と友達と考えを磨きあう「協働的な学び」の両方を充実していくことが必要です。学力調査の結果は、子どもたちの学力すべてを表しているのではありませんが、一つの指標です。課題を解決するために、来年度の授業づくりを含めたカリキュラム編成にあたり、次のような取組を検討していきたいと考えています。

- 習熟度に応じた「みなかぜ塾」を中学年にも広げて実施すること／日常の授業においても、習熟度別学習の在り方を工夫すること
- 自分の考えをもって書くことに課題があるため、他者とともに考えを練り合い、自分の考えを書く活動を位置づけること
- 学年内での教科担任による授業や交換授業等の取組について、今年度の取組をより充実させること
- 「それが子どもたちのためになるのか」を柱にカリキュラムを見直し、改善していきます。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金及び助成金の制度について

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を対象として支援金が支給される制度があります。このことについてのリーフレットを南風小ホームページの「お知らせ」に掲載していますので、ご参照ください。このことは、厚生労働省のホームページでも、紹介されていますので、ご確認ください。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金
(委託を受けて個人で仕事をする方向け) について

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】 令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、仕事ができなかった日について、1日当たり以下の金額を支給

仕事ができなかった期間	金額(1日当たり定額)*	申請期間
令和3年8月1日～10月31日	6,750円	令和3年12月27日(月) 必着
令和3年11月1日～12月31日	6,750円	令和4年2月28日(月) 必着
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月: 5,500円 令和4年3月: 4,500円	令和4年5月31日(日) 必着

※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に住所を有する方は2,500円(定額)

【支援の対象となる方】 ※(1)～(4)のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者(祖親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

小学校休業等対応助成金とは
小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために仕事を休まざるを得ない保護者に対して、有給(賃金全額支給)の休業を取得させた事業主に対して、休業中に支払った賃金相当額を支給する制度です。※1日当たりの日額と上限については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

● 制度の対象となる休日の取組期間は令和3年8月1日～令和4年3月31日まで(申請期間は下記)。

令和3年8月1日～10月31日の期間	令和3年12月27日(月) 必着
令和3年11月1日～12月31日の期間	令和4年2月28日(月) 必着
令和4年1月1日～3月31日の期間	令和4年5月31日(日) 必着

※1. 休業期間中に有給休暇(有給休暇)を消化した場合は、当該期間中に休業した日数(休業4日を超えない限り)を、休業期間中の有給休暇の消化した日数(休業4日を超えない限り)と見做す。2. 休業期間中に有給休暇(有給休暇)を消化した場合は、当該期間中に休業した日数(休業4日を超えない限り)を、休業期間中の有給休暇の消化した日数(休業4日を超えない限り)と見做す。3. 休業期間中に有給休暇(有給休暇)を消化した場合は、当該期間中に休業した日数(休業4日を超えない限り)を、休業期間中の有給休暇の消化した日数(休業4日を超えない限り)と見做す。

● 労働者の皆さまへ
【相談窓口】 糸島市社会福祉協議会(糸島市社会福祉協議会)は、「企業へのこの助成金を活用してもらいたい」という、労働者の方からの依頼に応じて、企業への有給休暇取得支援、助成金の活用などの支援を行っています。☎ 092-822-1111(糸島市社会福祉協議会)へお電話ください。

休業支援金・給付金の仕組みによる取組のフロー図

- 労働者からの本助成金の活用をきっかけに事業主が対応しない場合は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者(大企業に雇用される方はシフト労働者等)の方に取組めます。労働者申請することが可能です。

時制に関するアンケートへのご協力ありがとうございました。結果については、学校通信「南風」第18号でお知らせいたします。